

地域ボランティア活動支援のための助成事業実施要綱

平成27年 7月 6日 制 定
平成28年 6月 1日 一部改正
平成30年 9月 1日 一部改正
令和 7年10月24日 一部改正

(目 的)

第1条 この事業は、広く社会貢献の心をもって、創造的にボランティア活動を実施している団体に対して助成を行うことにより、地域社会に根差した住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた、人に優しい社会づくりに資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象とする団体は、別表「ボランティア活動分野の分類及び事例」を参照し、住民の主体的参加に基づく福祉コミュニティづくりに寄与するボランティア活動を行っていると思われる団体であって、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 活動の基盤を福岡県内に有する民間の非営利団体であって、法人格の有無は問わない。ただし、会員又は構成員の自助若しくは互助的な活動を行うことを主たる目的とする団体は対象としない。
- (2) 一年以上継続した活動実績を有し、今後継続的発展的な活動が望まれること。
- (3) 団体の活動目的等を定めた規約を有し、組織体制が明確であり、かつ概ね10名以上の実質的活動を行っている会員を有すること。
- (4) 会費等の自主財源等で活動しており、事業計画や会計収支が明瞭であること。

(助成額等)

第3条 助成の額は、1団体30万円以内とする。

2 助成は、同一団体に対し1回を原則とするが、以下の各号の要件を満たす団体にあつては、その限りではない。

- (1) 前回の助成期間終了から、3年以上経過しているもの。
- (2) これまでの活動の実績が顕著であると認められるもの。
- (3) 今後当該団体の活性化と活動の発展性がより期待されるもの。

(申 請)

第4条 助成を希望する団体にあつては、地域ボランティア活動助成申請書(様式1)に必要な事項を記載し、次の各号のいずれかに該当する機関等の推薦を得て申請するものとする。

- (1) 市町村担当部署
- (2) 市町村教育委員会社会教育担当部署
- (3) 市町村社会福祉協議会
- (4) その他福岡県社会福祉協議会会長(以下「県社協会長」という。)が特に認める機関

(助成事業審査委員会)

第5条 県社協会長は、外部有識者等による助成事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営等については、別に定める。

(決 定)

第6条 県社協会長は、委員会からの答申に基づき、助成金を交付する団体を決定し、当該団体に対し通知する。

(西部ガス又は福岡県職員互助会ボランティア助成プログラム対象団体の指定)

第7条 前条の委員会における審査において、西部ガスホールディングス株式会社又は一般財団法人福岡県職員互助会ボランティア助成プログラムとして助成を受ける団体を指定するものとする。

(助成期間及び助成金の使途)

第8条 助成金は、交付された年度を含め2年間の活動に必要な経費の財源に充当するものとする。

ただし、以下の経費について助成金を充てることができない。

- (1) 給料、賃金等の人件費
- (2) 他団体への寄付金・寄付にあたる物品
- (3) 建物の付属品となるような大型備品や改修・修繕費

(助成金の交付手続き)

第9条 助成金交付の決定通知を受けた団体は、別に定める請求書等に必要事項を記載し、県社協会長に提出するものとする。

2 県社協会長は、前項の請求書等を受理後、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金受領団体の責務)

第10条 助成金を受領した団体（以下「受領団体」という。）は、受領年度を含め2年間、各事業年度終了後1ヶ月以内に、事業実績報告書（様式2）に必要事項を記載し、県社協会長に提出するものとする。

2 受領団体は、当初の事業計画を大幅に変更しようとするときは、事前に県社協会長の承認を得なければならない。

3 受領団体は、県社協会長が開催する事業等には、積極的に参加するものとする。

(助成金の返還)

第11条 受領団体が、助成金を不正に使用したとき、又は事業計画と著しく異なった事業目的に使用したとき、若しくは受領団体の役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、県社協会長は当該団体に対し、既に交付した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月6日に制定し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月24日に一部改正し、同日から施行する。